生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和８年８月 10 日

（名　　称）横須賀市ＵＤタクシー導入促進協議会
（代表者名）横須賀市長　上地　克明

１．生活交通改善事業計画の名称
令和８年度横須賀市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業）
２．バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
高齢者・車いす利用者のほか、妊産婦や子ども連れの方々等、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）の導入を促進することにより、公共交通のバリアフリー化を図り、誰もが社会参加できる機会の創出、公共交通や地域の活性化、そしていつでも安心して外出できる環境の実現などに資することを目的とする。
３．バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（１）事業の目標
本市は、谷戸や丘陵部を住宅地として開発した地域が多く、大型バス等一般的な路線バスが運行できない地区も多い。そのため、狭あい道路を運行できるタクシーは、なくてはならない公共交通機関の一部であることから、市内を運行するタクシー事業者のＵＤタクシー導入を促進し、更なるバリアフリー化を図ることで、公共交通に係る満足度を高める。
（２）事業の効果
スロープや、乗降しやすい補助ステップなどが設置されたＵＤタクシーの導入により、通院や買い物などでタクシーを利用する高齢者・車いす利用者のほか、妊産婦や子ども連れの方々等の乗降時等の負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、公共交通の利用増加が期待される。

４．バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（１）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容） 横浜交通株式会社　５台 有限会社山岡興産　２台 みかさ交通株式会社　１台 サン岡タクシー有限会社　１台 芙蓉交通株式会社　２台 東海交通株式会社　５台 岡タクシー有限会社　１台 船越タクシー株式会社　５台 ―――――――――――――――――――――――― 合計　22 台
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の３区分における運賃割引率について） 身体：普通旅客運賃　１割、定期旅客運賃　設定無し 知的：普通旅客運賃　１割、定期旅客運賃　設定無し 精神：普通旅客運賃　１割、定期旅客運賃　設定無し
（２）関連事項（以下、〈　〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両に係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第３条に定める特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業である。

５．バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和８年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	県負担 割合	横須賀市負担 割合	事業者負担 割合
ＵＤタクシー導入事業	66,874 千円	13,200 千円	0 千円	1,350 千円	52,324 千円
	100.0%	19.7%	0.0%	2.0%	78.3%

※総事業費については見込み額を記載。
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

６．計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（―――）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和８年度											
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
ＵＤタクシー導入事業					８月着手 ●―――				―――● ３月 31 日完了			

７．協議会の開催状況と主な議論

令和８年７月 27 日：協議会構成員間で計画素案の意見照会を行った後、計画案について合意。

令和８年８月 10 日：協議会を開催し、利用者意見把握結果を踏まえ、本計画について合意。

８．利用者等の意見の反映

令和８年７月 29 日～８月４日：本市ホームページにて計画案に関する意見を募集。

９．協議会の構成員

関係市区町村	横須賀市都市部都市計画課長
交通事業者	神奈川県タクシー協会横須賀支部長
地方運輸局	神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　横須賀市小川町 11 番地
（所　属）　横須賀市都市部都市計画課
（氏　名）　阿部　隼弥
（電　話）　046-822-8133
（e-mail）　cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp